

「ドンドン語ろう！ in 富合」 (平成30年8月22日 アスパル富合) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：60名

No.	ご意見	回答	局	担当課
1	<p>(1) 市有地のマキについて 市道201号の西側には、市道敷部分に植栽されたマキが混在している。個人のもはすべて個々の所有者が年に2~3回剪定されているので整然としている。 市有地のマキは4~5年前から富合地域整備室が年に1~2回剪定しているが、昨年頃から1度も剪定されておらず、伸び放題となっている。 地区住民の多くは1号から13号の坂を上りきって201号に出るため見通しが悪く、201号を通る車に対して事故の心配もしている。これまで同様の対処をお願いします。</p>	<p>要望箇所の木の剪定について、平成29年度は実施出来ずにご迷惑をおかけした。 当該箇所は、平成30年10月に剪定作業を行ったところである。 今後は、最適な時期に剪定が行えるよう計画する。</p>	都市建設局	西部土木センター富合地域整備室
	<p>(2) 自宅前の市道について 自宅前の市道に深さ20センチほどの大きな水溜りができる。雨天時のみではあるが困っている。 市へ要望して現地調査もしてもらった。震災対応優先で少し遅くなるとのことだったが、そろそろ対応してもらえないか。</p>	<p>要望箇所は、平成29年12月に調査を行い、平成30年10月に補修工事が完了したところである。</p>	都市建設局	西部土木センター富合地域整備室

「ドンドン語ろう！ in 富合」 (平成30年8月22日 アスパル富合) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：60名

No.	ご意見	回答	局	担当課
2	<p>(1) 富合校区外辺部の下水道工事中止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法第25条第2項に「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とある。この第2項の公衆衛生の向上というのが、下水道工事に当たると思うが、富合校区の中心部や東部の外辺部は工事がほぼ完了しているのに対し、なぜ西辺部の住民に対してのみ下水道工事中止とするのか、まったく納得がいかない。 ・本年5月の連休明けに上下水道局計画調整課職員2名が自宅に来た。話の内容は当地区を含む富合校区外辺部、特に西南地区の下水道工事を中止したいので、住民説明会手配をしてほしいとのことだった。この工事中止は、部門の中で提案され、方向性が決められたように解釈した。しかし、電気、ガス、上下水道は生活する上で重要なインフラであり、市民生活に大きな影響を与えるものである。そのような大問題を市議会や市長の決裁を経ないまま、組織の一部門だけで決められて良いものかを考えると、そのようなおろかな決定を見逃すわけにはいかない。もしそれでも中止するというなら、市議会で審議し、下水道工事はの是非を明確に出して市長決裁を経てもらいたい。真の住民説明会はそれから先のことではないかと考える。 ・工事中止はこれ以上赤字地帯を取り込みたくないという本音だと思う。しかし、富合校区西辺部の住人も中心部の人と同様に市民税等払うべきものは払い協力している。課せられた義務は履行しているのに下水道工事だけ履行されないとは納得がいかない。 ・2008年をピークに日本は人口減少社会に入った。昨年は50万人が減少し、人口の自然減少は増大していくこととなる。2050年の総人口は1億人を割り、2100年には5千万人を割ると推定されている。熊本県や熊本市も人口減少の影響を大きく受けることは間違いない。今、熊本市の人口が74万人相当あるこのときにやろうと決定すればやれる工事を、この時点で中止すれば人口減少が進む中で永遠に下水道工事は日の目を見ることはないといえる。市長はこれらの内容を考慮し下水道工事に取り組んでほしい。 	<p>富合町の下水道整備については、これまで新市基本計画に基づいて整備を進めてきたところであるが、合併以降、整備費用の増大などにより整備進捗が遅れ、未普及地域の皆様に長期間にわたりお待たせする状況となっている。</p> <p>そのため市議会や市内部の調整を図ったうえで地元説明会を実施させていただき、下水道の利用開始を長期間お待たせするよりも早期の生活排水処理を行うため、下水道計画区域の見直しを行い、合併処理浄化槽の普及促進を提案させていただいたところである。</p> <p>しかしながら、説明会及びパブリックコメントのご意見を踏まえ、今回の区域見直しは、城南・富合地区の縮小は行わない方針とする。</p>	上下水道局	計画調整課
	<p>(1) 宅地の護岸について</p> <p>西部土木センターが見に来られ石積が割れているので、コンクリート巻き立てかグラウトを要望したが、目地モルタルで処理されたので仮設と思った。工事前、その後に説明もなかった。宅地は河川側にさがっており不安である。</p>	<p>平成28年度の熊本地震後に、石積みブロックの補修について要望があったため、職員が現場を確認したところ、特に石積みの破損は見受けられなかった。</p> <p>わずかに石と石の隙間が確認されたため、熊本地震対応ということで、工事前の事前説明を行い、石積みの隙間へモルタル充填を行った。</p> <p>しかしながら、不安をお持ちのようなので、改めて現地にて説明をさせていただきたい。</p>	都市建設局	西部土木センター河川公園整備課

「ドンドン語ろう！ in 富合」 (平成30年8月22日 アスパル富合) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：60名

No.	ご意見	回答	局	担当課
	<p>(2) 市道関係 区の役員をしている7年程前に安永川の公民館より上流側に市道及び護岸について、護岸が20cm程度下がり市道も下がり割れていたため工事をお願いしたが何もされなかった。2年前の地震で壊れ市民は迷惑した。 60台前半の女性が散歩中に道路のデコボコにつまずき倒れ手首を骨折されたので舗装の要望をした。その時の返事が富合町の時の舗装が悪いと言われた。この川沿いの市道は地震でも壊れ工事されたが怪我された20mほどは工事されていない。 また、排水機場横の市道も工事されていない。通学路であり、道路管理者としての工事の基準、資質が疑われる。 今年3月、家の前の市道の白線と川沿いのデリネーターを設置されたのでだれが要望したかと聞いたら地元からとのこと、ここより通学路の白線引きが先ではないか。現場も見えていないのではないか。 更に、舗装が沈下しているのに白線を引いたが、土が貯まり半分は見えない。話していたら他の人が出てきて安全のために工事したとのこと。しかし、デリネーターでなく、川沿いの市道はガードレールではないかと言えば草刈りに邪魔になるとのこと。安全と矛盾するが、設置基準はどうか問いたい。現在草によりデリネーターが見えない所もある。 緑川堤防道路の草刈りの件でお願いしたら、予算が無いので出来ないと言われ、市役所道路整備課に電話したらすぐ対応された。 事故も多く役場時代は囑託さんが早めに草刈りの対応されていた。 地震で堤防道路も被災したため、交通安全のため知事も創造的復興と言われているが、拡幅したらとお願いしても出来ませんとのことであった。</p>	<p>○富合町管内の市道整備について 以前いただいたご意見については、富合地域整備室内の全地域を対象とした整備計画に基づき計画的に行っているところである。今回の要望区間について、再度、現場確認のうえ検討する。</p> <p>○平成30年3月の工事(視線誘導標・白線の設置工事)について 白線に泥がたまっている件については、今後道路清掃で対応していく。また、白線の設置については、今後他の路線に対しても、現地確認を行い、安全性向上のために、検討する。なお、視線誘導標設置箇所の草刈については、堤防道路と同時期の9月に実施済みである。</p> <p>○草刈について 堤防道路の草刈については、9月から実施し完了したところ。また、安全面で懸案があるような場所については、現地確認後、出来るだけ早く対応出来るよう努力する。</p> <p>これからも、富合地域整備室管内の市道・里道に関する道路整備、交通安全事業、現場状況を的確に把握し、関係法令基準等に基づき、要望に沿えるよう更なる努力を行う。</p>	都市建設局	西部土木センター富合地域整備室

「ドンドン語ろう！ in 富合」 (平成30年8月22日 アスパル富合) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：60名

No.	ご意見	回答	局	担当課
	<p>(3) 県道関係 政令市になり県土木事務所から熊本市西部土木センターになったが、なぜ区役所なのか。2ヵ所に要望する必要がある。 舗装が痛み、橋との段差が出来て大型車等が通れば2階で寝ていて揺れたので土木事務所をお願いしたら、すぐに対応された。 家の前の県道も圃場整備と同時に拡幅され35年程度になるためひび割れ多く見られる。地震により他の道が通行出来なかったのが渋滞した。 地震によりひび割れも多くなったので西部土木センターをお願いしたものの2年以上になるが連絡無し。家の前は景観に配慮し母が花を植え、老人会も農地水の事業で花を植えているが、平木橋までの県道の草刈りが遅いので安全のため早くできないか。</p>	<p>以前いただいたご意見について、長期にわたりお待たせしたことをお詫び申し上げます。 現地を確認したところ、当該区間(L=約180m)の舗装が特に劣化していたので、今年度中にご指摘の区間について舗装補修工事を行う。 また、県道千町廻江線及び県道走潟廻江線(平木橋付近まで)の除草については、8月末から9月上旬にかけて実施した。</p>	都市建設局	西部土木センター道路課

「ドンドン語ろう！ in 富合」 (平成30年8月22日 アスパル富合) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：60名

No.	ご意見	回答	局	担当課
3	<p>(4) 上下水道関係 昨年、下水道がいつ来るかで上下水道局に行ったが、大町の県道から北と、上杉は合併浄槽で対応するとのこと。あと 100mで家までなのに納得できない。 大町の残りは今年工事すると言われたがまだである。 今年6月、公民館で下水道を合併浄化槽に変更する説明会があったが既定路線のようで納得できない。 8月号の市政だよりに生活排水対策のパブリックコメントが記載されていたので、まちづくりセンターに8月3日に取りに行ったが書類がなく、後日家まで持参するとのことだった。文書には、7月17日から8月17日までが意見の提出期限とのこと。半月も過ぎているのにおかしい。 パブリックコメントを知らないが、期間等が決まっているならやり直すべきでないか。富合、城南、北部、河内が対象になっているが、他は完了しているのか状況が知りたい。富合町全体の工事費、戸数、現在までの工事費、戸数が知りたい。 処理場、配管は富合全体での計画と思うが、処理戸数が減れば過大でないか。 子供の頃は、安永川で泳いでいたが、生活環境の変化で川は用水時期には色が変わり淀み汚れている。補助金は出るので合併浄化槽に変えたらとのことだが簡単に個人で変えられるか疑問である。市が下水道と同じく工事したらどうか。 上水道が組合から市に変わり料金も値上がりになったが、配管の古い所は変えるとのことだった。今年少し工事されただけだが、地方紙の合併記事では100%完了になっていたと思うが。</p>	<p>1. 今年6月の説明会では、ご自宅のある下水道全体計画区域において「長期にお待たせしてしまう状況」や、「個人負担が増大する」ことを報告し、それを踏まえて、「下水道計画区域の見直し」として「全体計画区域の縮小」とともに、「合併処理浄化槽の促進策」について説明させていただいた。</p> <p>2. 現在下水道整備を進めている下水道事業計画区域内に位置する大町地区（県道南側）の工事については、11月26日時点では未発注であるが、今年度中の発注を予定している。（※年内までには、発注予定）</p> <p>3. 本件について、説明会及びパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、今回の区域見直しは、城南・富合地区の縮小は行わない方針とする。</p> <p>4. 市政だよりが、8月号での掲載となったことについてはお詫びさせていただく。 パブリックコメントの周知は、市及び上下水道局のホームページでは7月17日から掲載し、また、各地区での説明会においてもお知らせをさせていただいたところであり、ご了承いただきたい。</p> <p>5. 本市では現在、中部、東部、南部、西部、北部、富合、城南、植木、河内の9処理区の内、河内処理区を除く8処理区で整備を進めている。</p> <p>6. 合併処理浄化槽の設置については、資格をもった工事業者が代行して設置届や補助金の申請及び工事を行っている。</p> <p>7. 上水道については、旧富合町より引き継いだ2つの簡易水道事業を熊本市の上水道事業へ統合し、旧市内からの補給水管及び各配水区間の連絡管を整備することで、点在していた小規模施設の統廃合を行い、平成27年度事業分をもって完了している。 熊本の地方紙に掲載された「100%完了」は、この事業のことを指し、事業費ベースで、計画値17.97億円に対して合計28.18億円、約1.57倍の投資を行った。 ご指摘の老朽管の更新については、更新計画に基づき地震被害多発箇所及び漏水多発箇所、管種、老朽度等を考慮して整備に優先順位をつけ、平成28年度より整備を行っており、今後も継続して推進していく。</p>	上下水道局	計画調整課

「ドンドン語ろう！ in 富合」 (平成30年8月22日 アスパル富合) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：60名

No.	ご意見	回答	局	担当課
	<p>(5) 交通安全関係 家の前の県道はカーブで2車線から1車線に狭くなっていて危なく、徐行、幅員減少の道路標示をお願いしたが実現してない。 大町をぬけ城南町に行く交差点の2ヶ所目は止まれの標識、道路標示をお願いしたが実現していない。手前の交差点とこの交差点は事故が多くてここだけ標識がない。死亡事故が無いと設置されないのか。工事費はいくらか。</p>	<p>現地を確認したところ、県道がカーブして西側から東側方向に2車線から1車線にシフトし狭くなっており、危険な状況にあることを確認した。西部土木センターでは、今年度中にこの周辺の舗装補修を予定しており、それに合わせて幅員減少等の路面表示を設置する。 また、ご指摘の大町を抜けて城南町に行く交差点2ヶ所についても現地確認を行った。手前の交差点は県道に交差点の路面表示があり、交差する道路には、(道路交通法に基づかない)注意喚起のための「停止指導線」、「止まれ」及び「交差点あり」の路面表示がある。これは過年度に地元と道路管理者と交通管理者で協議して設置したものと推察される。 一方で、2ヶ所目の交差点は県道に交差点の路面表示があるのみであった。今回の止まれの標識及び道路標識については熊本県警の所管となるため、管轄する熊本南警察署に情報提供を行った。</p>	都市建設局	西部土木センター道路課
	<p>(6) 選挙の投票所関係 合併最初の選挙で区役所1ヶ所の投票所だったので、選挙管理事務所に電話したら合併協議会で決まったとのこと。だから熊本市は投票率が低いのでないか。その後2ヶ所になったとのことだが、歩いて投票に行かれたが母は合併後投票に行っていない。</p>	<p>旧富合町の投票所は8箇所であったが、合併協議会において、合併後の投票所は熊本市の基準を考慮しながら決定するものとし、最終的に投票区および投票所を1箇所とすることを決定した。 熊本市では、投票所の要件として、急な選挙でも投票所として使用できること、十分な駐車場があること、バリアフリーの設備が整っていることを重視し、原則として小学校区に1箇所の投票所を設置している。ただし、1投票区の選挙人の数が概ね9,000人を超える場合や、1投票区の選挙人の数が概ね3,000人を超え、自治会等の住民組織の総意として要望がある場合は、投票所として適当な施設の有無を考慮の上、投票区の分割を検討することとしており、旧富合町域においては、平成22年6月9日開催の富合町嘱託員会議において、富合総合支所投票所の分割による新投票所の増設及びその区域についての要望がなされたことから、現在は2箇所の投票所を設置している。 なお、南区役所をはじめ、計6箇所の期日前投票所を南区内に設置するほか、4区集合型期日前投票所を市庁舎14階に設置するなど、投票者の方の投票環境向上に向けて取り組んでいる。</p>		熊本市選挙管理委員会事務局

「ドンドン語ろう！ in 富合」 (平成30年8月22日 アスパル富合) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：60名

No.	ご意見	回答	局	担当課
	<p>(7) 防災関係 地震では、車中泊の人や老人家族のために有志で食料を出し合い炊きだしをしたが、水で苦労した。場所も公民館の敷地では狭く、車もあまり駐車出来ない。 そこで、集落内住宅開発で戸数も増えたので、防災公園も含めて整備できないか、さらに、水源として井戸の設置をしたらどうか。</p>	<p>【危機管理防災総室】 防災公園とは、「地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ都市公園及び緩衝緑地をいう。」とされているが、本市では現在のところ防災公園の整備は行っておらず、地域の防災力強化に向け行政と地域が一体となって災害に対応するシステム構築を推進しているところである。例えば、地域の中に井戸がある施設があれば、災害時には利用できるように事前に取り決めをしておくことも、地域の実情に応じた災害対応のひとつである。 また、本市では熊本地震の経験から、平成29年度より大口の企業や民間施設が有する井戸水を災害時に供給（飲料・生活用水）していただくための協定締結に取り組んでおり（平成30年10月現在88箇所締結済み）、富合地区においては「うなぎの徳永 富合店」が生活用水、「熊本県養鰻漁業共同組合」が飲料用として協定を締結していただいている。 また、その中で、承諾を得た井戸については、「災害時協力企業井戸」として、本市ホームページ内の「地図情報サービス」に掲載している。</p> <p>【公園課】 富合校区は、熊本市の一人当たりの身近な公園面積である一人あたり1㎡という基準を超えており、全体的に公園はある状況である。また、熊本市全体で公園・広場は1000箇所を超えていて、新規の公園整備より既存公園の維持管理に重点を置かざるを得ない状況である。 なお、地元で管理するまちの広場という制度もあるため、ご相談いただきたい。</p>	<p>政策局</p> <p>都市建設局</p>	<p>危機管理防災総室</p> <p>公園課</p>
	<p>(1) ごみ屋敷対策について 今回、各団体やボランティアの協力があって、ごみ屋敷の問題が解決できた。 また、それを立案しまとめてくれた富合まちづくりセンターの職員に感謝したい。 これも一つの解決方法だったと思うが、他県にあるような強制撤去できる条例を制定することも必要ではないか。</p>	<p>ごみ屋敷が空家であれば、ごみ等の放置、不法投棄が原因で地域住民の日常生活に支障を及ぼしていると認められる場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、助言、指導、命令、勧告を経て代執行により強制撤去できる場合がある。</p>	<p>都市建設局</p>	<p>建築指導課 老朽家屋対策室</p>

「ドンドン語ろう！ in 富合」 (平成30年8月22日 アスパル富合) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：60名

No.	ご意見	回答	局	担当課
4	<p>(2) 木原川の砂防ダムについて 木原地区の中心部を流れる木原川の上流に砂防ダムがあり土砂を防いでいるが、草木が伸び放題になっているため、水がその上を乗り越えてくる。最近は想定外の集中豪雨があり、各地で大変な被害が出ている。その洪水を防ぐために河川の拡幅工事が行われたが、まだ手つかずのところもある。用地買収が済んでいる場所もあるが工事は進んでいない。一日も早い完成をお願いします。 農業振興課で川底に溜まった土砂等を取り除いてくることになったことは感謝している。</p>	<p>木原川上流部の砂防ダムの管理及び下流へつながる木原川の改修事業計画については熊本県にて行っているため、いただいたご意見は熊本県(県央広域本部)に伝えたところである。</p>	都市建設局	西部土木センター河川公園整備課
	<p>(3) 農業用溜池について 農業用溜池が3ヶ所あるが、農地用の水が不要になったので市での管理をお願いしている。地震で痛んでいるので早急な対策をお願いします。</p>	<p>現在、富合地区における「ため池」については、農業利用を行うとしてすべて地元農区や水利組合が維持管理を行っている。 地元農区等において農業用水として利用しないという意思が決定された「ため池」については、市が管理することも可能であるため、今後、市として地元農区等と協議を行っていきたい。</p>	農水局	南農業振興課